

小樽市立塩谷小学校いじめ防止基本方針

※令和5年4月改訂

※令和6年9月改訂

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができるよういじめのない学校づくりを推進していくとともに、対人関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付け、変化の激しい社会において自立し、粘り強く、たくましく生きていく力を育てていくことを目指し、「小樽市立塩谷小学校いじめ防止基本方針」を策定しています。

本校における いじめ防止のための基本的な姿勢

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童と児童、児童と教員をはじめとする校内における温かな人間関係を築きます。
- 全ての児童が自分が必要とされる存在であると感じ、多様性を認め互いに支え合うことができる取組を進めます。
- 道と市町村及び学校が一層連携し、迅速かつ組織的な対応を徹底することにより、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにします。
- いじめの未然防止に最大限努めるとともに、いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめを早期に解決します。
- いじめ問題について、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 いじめの理解

(1) いじめの定義【条例第2条】

「いじめ」とは、「本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ対応に当たります。また、いじめを理解するに当たっては、次の点に留意します。

- ① いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応します。
- ② インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応します。
- ③ 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの児童が被害児童としてだけではなく、加害児童としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応します。なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能とします。ただし、これらの場合であっても、いじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応します。

- ④ 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくないため、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応します。
- ⑤ 児童が**多様性を認め**互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「**性的マイノリティ**」、「**多様な背景を持つ児童**」、「東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童生徒」という。）」等、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

(2) いじめの内容

- ・ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害児童生徒の意向を十分に配慮した上で、児童の命や安全を守ることを最優先に、早期に警察に相談・通報を行い適切な援助を求め対応するとともに、生活指導委員会等を活用し、日頃から緊密に連携できる体制を構築する必要があります。

また、嫌がらせなどの「暴力を伴わない“いじめ”」であっても、繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴う“いじめ”」と同様、生命、身体に重大な危険を生じさせる場合があることに留意する必要があります。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- ・ いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- ・ いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- ・ いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- ・ いじめの衝動を発生させる原因としては、
 - ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）

② 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられることがある）

③ ねたみや嫉妬感情

④ 遊び感覚やふざけ意識

⑤ 金銭などを得たいという意識

⑥ 被害者となることへの回避感情

などが挙げられる。そのため、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、児童の人間関係をしっかりと把握し、全ての児童が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- ・ いじめは、児童の人権に関わる重大な問題であり、大人も児童も、一人一人が「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な方法である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから児童を守り通すことは難しい。そのため、児童の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

（４）いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

① いじめに係る行為が止んでいること

② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察していきます。また、いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断していきます。

2 学校の責務

(1) 学校の責務

- ・ 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に努めます。
- ・ 児童が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。
- ・ 児童が主体となって、いじめのない社会を形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じたいじめを防止する取組が実践できるよう道徳教育や人権教育を充実させながら、指導、支援します。
- ・ いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうる「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知します。
- ・ 情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育の取組を強化し、インターネット等の正しい利用方法等を学習させるとともに、インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」等を通じて、生活習慣の改善とインターネット上のいじめに対処する体制を整備します。
- ・ 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個人面談を実施するなど、児童一人一人の状況の把握を組織的に行います。
- ・ いじめは絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組みます。
- ・ いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知します。
- ・ いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保します。いじめたとされる児童生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。
- ・ 保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進めます。
- ・ 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応につなげます。教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童生徒を徹底して守り通します。
- ・ 教職員は、児童の直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童に大きな影響力を持つとの認識のもと、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意します。

(2) 教職員の責務

- ・ 教職員は、児童生徒理解を深めるとともに、児童生徒及び保護者等との信頼関係の構築に努め、児童生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりしない。

- ・ 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる実践的指導力を身に付ける。
- ・ 児童一人一人への丁寧で愛情をもったかかわりと生徒指導の四機能を生かしたかかわりを行い、心理的安全性の高い集団づくりを進め、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」学校風土の醸成に努める。
- ・ 児童と信頼関係をつくり、「いじめ見逃し0」への意識を高め、ささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階からかかわりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることのないように努める。
- ・ いじめを発見し、または相談を受けた場合は、速やかにいじめ防止委員会に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- ・ 組織的な対応に基づき、被害児童を徹底して守り通す。
- ・ 不適切な認識や言動等により、いじめを助長することのないよう十分留意する。
- ・ 生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、成果を共有するなどして、いじめ問題に適切に対応できる力を身に付ける。

3 学校の取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定（いじめ防止対策推進法第13条）

学校は、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」や小樽市の基本方針を参酌し、「小樽市立塩谷小学校いじめ防止基本方針」を定める。（ホームページなどで公表）

【定める意義】

- ・ 教職員がいじめを抱え込まず組織的な対応ができる。
- ・ 学校の対応をあらかじめ示すことにより、児童及び保護者に対し、児童が学校生活を送る上で安心感を与えるとともに、加害行為の抑止につながる。
- ・ 加害児童への成長支援の観点を位置づけることにより、加害児童への支援につながる。

【取組】

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに向けたいじめ防止の取組を体系的・計画的に行うための包括的な取組の方針を明確化する。
- ・ いじめ防止等に向けた具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ・ いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を明示する。
- ・ アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアル「早期発見・事後対処マニュアル」を策定する。
- ・ アンケート調査、個人面接の実施や結果の検証及び組織的な対処方法を設定する。
- ・ 「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」など具体的に取り組む。
- ・ 加害児童に対する成長支援の観点を踏まえた加害児童が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を明示する。
- ・ 校内組織を中心としたPDCAサイクルによる点検・見直しの取組を進める。
- ・ 年間を通じた具体的な活動・事案対処に関する教職員の資質能力の向上に向けた校内研修の実施計画を策定する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針の取組に係る目標を設定し、学校評価において評価し、改善を図る。
- ・ 学校いじめ防止基本方針において、いじめ防止等のための取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事後対処マニュアルの実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。

- ・ 評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。
- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定又は見直す際には、いじめの防止等に関する考え方を共有しながら、学校の取組を円滑に進めるため、学校運営協議会や保護者、地域住民、関係機関等の参画を得て進める。また、アンケート等で児童の意見も取り入れ、分かりやすいものにする。
- ・ 学校ホームページへの掲載など、学校いじめ防止基本方針の内容を児童、保護者、関係機関等に説明する。
- ・ 市立学校は、学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口等を必ず入学時・各年度の開始時に資料を配布するなどして、児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。また、いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。なお、年度途中の転入、編入学や前年度から引き続き休学又は留学していた児童生徒が復学した場合等には、同様に当該児童生徒及びその保護者に説明する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

【設置する意義】

- ・ 特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- ・ 心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家が参加することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資することが期待できる。

【取組】

- ・ 学校はいじめ問題に対応するため、学校が組織的に対応するため、「いじめ防止委員会」を組織する。
- ・ 構成員は、校長、教頭、生活指導担当、養護教諭、学級担任、スクールカウンセラー等とする。また、状況に応じて可能な限り、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部の専門家等の参加を得る。
- ・ 個々のいじめ防止・早期発見・事案対処にあたって、担任等関係の深い教職員を追加する。
- ・ 未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とする。
- ・ 取組の実施や具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正にあたっては、保護者や児童の代表、地域住民などの参画を得て進める。

【体制】

- ・ 以下のことを踏まえ、「いじめ防止委員会」の体制を整備する。
 - ① 気づきを共有して早期対応につなげるため、管理職がリーダーシップをとって教職員の心理的安全性の確保に努め、情報共有を行いやすい環境の情勢に取り組む。
 - ② 教職員がいじめに係る問題を抱え込み、「いじめ防止委員会」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。
 - ③ 的確に情報を共有し、情報をもとに組織的に対応できる体制
 - ④ いじめが疑われるささいな兆候や懸念、児童からの訴えなどを、教職員が抱え込むことなく、また対応不要であると個人で判断せずに、直ちに報告・相談できる体制
 - ⑤ 集められた情報を、複数の教職員が共有できる体制
 - ⑥ 迅速に対応できるような機動的に運用できる体制

【役 割】

- ・ 「いじめ防止委員会」の役割
 - ① 基本方針に基づく実施や年間計画の作成の際に中核となる役割
 - ② 未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
 - ③ いじめの相談・通報の窓口としての役割
 - ④ いじめや問題行動に関する情報の収集と記録、共有を行う役割
 - ⑤ いじめを察知した場合に、情報の迅速な共有、関係児童へのアンケート、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
 - ⑥ いじめ解消までの対処プラン策定し、確実に実行する役割
 - ⑦ 被害児童支援、加害児童指導体制・対応方針の決定と、保護者との連携を組織的に行う役割
 - ⑧ 年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成・実行・修正や校内研修を行う役割
 - ⑨ PDCA サイクルを通して「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行う役割
 - ⑩ 学校いじめ防止基本方針の内容が、児童、保護者、地域住民から認識される取組を行う役割
 - ⑪ 「学校いじめ防止委員会」の役割が、児童、保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う役割

（３） 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、「未然防止」、「早期発見」、「早期対応」の３つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた 効果的な対策を講じる。

【未然防止】

- ・ いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、すべての児童を対象に児童が主体的にいじめの問題について考え、議論するなどの活動に取り組む。
- ・ 児童に対して、傍観者にならず報告やいじめを止めさせる行動の重要性を理解させるように努める。
 - ① 児童が適切な人間関係を築き、集団の一員として自覚と責任を持って行動できるような規律があり、人格が尊重され安心して過ごせる集団作りを行う。
 - ② 児童生徒の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働きかけを行う。
 - ③ 学校全体における「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を醸成する。
 - ④ いじめに関する授業の学期ごとの実施など、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進、情報モラル教室の実施等、いじめをさない、させない態度・能力の育成
 - ⑤ いじめを受けていると感じた際に、いじめが生じている集団から離れ、学校内外を問わず誰かに相談することを促す指導を促進する。
 - ⑥ 児童・生徒自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組の推進
 - ⑦ 学校の教育活動全体を通じた教員と児童との信頼関係の構築
 - ⑧ 学期ごとの校内研修等を通じた教員の資質能力の向上
 - ⑨ 児童生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」の推進
 - ⑩ 児童・保護者を対象としたいじめ防止のための啓発活動や家庭訪問、学校便りなどを通じた家庭との連携・協力（ネットいじめも含む）
 - ⑪ 家庭訪問、学校便りなどを通じた家庭との緊密な連携・協力

- ⑫ 配慮を必要とする児童の情報把握と、学級編成や学校生活の節目の適切な指導
- ⑬ 「性的マイノリティ」とされる児童生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童生徒に対して必要な組織的指導
- ⑭ 「多様な背景を持つ児童生徒」については、日常的に、当該児童生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対して必要な組織的指導

【早期発見】

- ・ 学校は、いじめは大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽、看過、軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
 - ① いじめ防止キャンペーン、アンケート調査、「ほっと」の活用や学校環境適応感尺度「アセス」、教育相談の実施等により、早期の把握と相談しやすい体制の整備
 - ② 学校いじめ対策組織による事実関係の把握と積極的ないじめの認知
 - ③ スクールカウンセラーによる個別面接の実施
 - ④ 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口の周知
 - ⑤ 行動記録や会議等による情報の共有と教育委員会への報告
 - ⑥ ネットパトロールなどによるインターネット上のいじめの状況把握及び関係機関との連携強化

【早期対応】

- ・ 学校はいじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた児童生徒を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
 - ① いじめ防止マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を報告書等に明記する。
 - ② いじめを受けた児童や通報した児童を守り通し、安心できる環境を確保する。
 - ③ いじめを受けた児童生徒へのスクールカウンセラー等による教育相談を行う。
 - ④ いじめを行った児童に対しては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導する。
 - ⑤ いじめを見ていた児童に対して、自分の問題としてとらえ、早期に学校、家庭、関係機関等に知らせることを促す。
 - ⑥ いじめを受けた児童や通報した児童の保護者への支援・助言をする。
 - ⑦ いじめを行った児童の保護者への協力要請及び助言をする。
 - ⑧ 保護者会を開催するなどして保護者と情報を共有する。
 - ⑨ 関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
 - ⑩ いじめが暴行や傷害等犯罪行為にあたると認められる場合や、児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報し、いじめを受けた児童の意向に配慮した上で、相談・連携して対応する。
 - ⑪ いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童に合わせた継続的なケアを行う。
 - ⑫ いじめを行った児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
 - ⑬ これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで取り組む。

4 重大事態への対処（教育委員会をはじめ関係機関との連携）

重大事態が発生した場合は、本基本方針に沿って速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生の防止に努める。

【重大事案】とは（法第28条）

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めるとき。
 - ・ 具体的には、①児童が自殺を企図した場合、②身体に重大な障害を負った場合、③金品等に重大な被害を被った場合、④精神性の疾患を発症した場合、などのケースが想定される。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ・ 相当の期間は、国の不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としているが、日数だけでなく個々のケースを十分把握する必要がある。

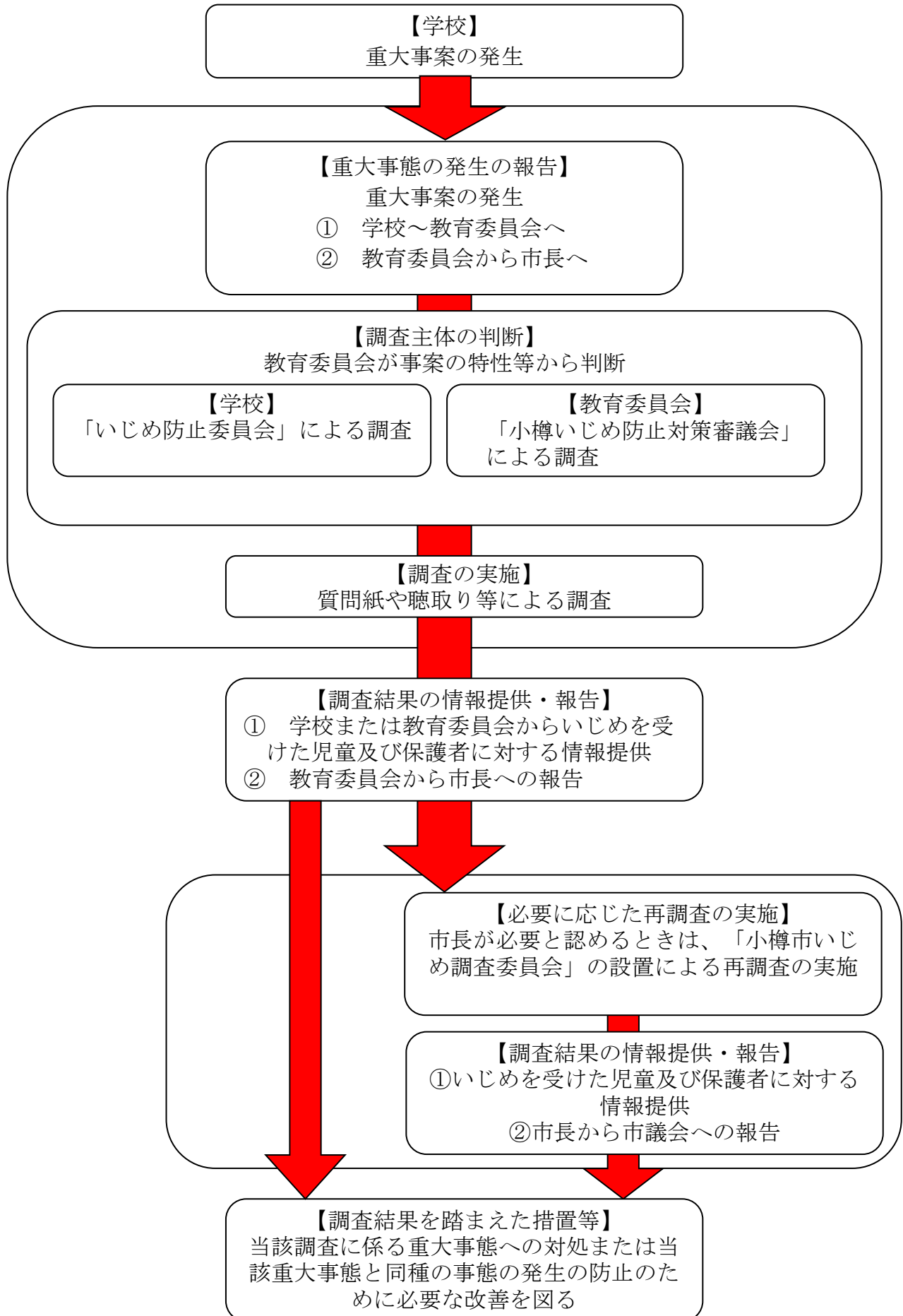
【留意事項】

- ・ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態ととらえる必要がある。
- ・ 被害児童・保護者が希望する場合は、調査の実施自体や調査結果を外部に対して明らかにしないまま行うことも可能であり、被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら調査を進める。

【市教委報告】

- ・ 学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに教育委員会に報告する。報告を受けた教育委員会は重大事態の発生を市長に報告する。

【重大事態発生時のフロー図】



塩谷小学校いじめ防止対策年間計画

	いじめ防止	未然防止	早期発見	保護者や地域との連携
4月 5月 6月 7月	・「学校いじめ防止基本方針」の内容確認・改訂、HP掲載 ・アンケート等をもとにした全教職員による実態把握と取組の実施 ・アンケート結果を基にしたいじめ防止委員会の開催 ・自己評価の実施 ・いじめ防止やカウンセリング等の研修の実施	・新年度の人間関係の構築、友人関係把握、登校状態確認 ・スクールカウンセラー等による相談 ・「あいさつ運動」など、児童会によるいじめ防止の取組 ・新学期の不安を取り除く取組	・欠席連絡の徹底と保護者とのこまめな連絡 ・いじめ把握のためのアンケートの実施 ・アンケート結果をもとにした面談実施	・全体懇談会、PTA総会、学校運営協議会での基本方針の内容確認 ・保護者との個人面談週間の実施 ・「子どもたちの安全・安心を守るキャンペーン」実施
8月 9月 10月 11月 12月	・夏休み明けの児童の様子を把握、指導 ・2学期のいじめ対策について確認 ・アンケート等をもとにした全教職員による実態把握と取組の実施 ・2学期のいじめ対策について検証 ・自己評価の実施	・2学期の人間関係把握、友人関係確認 ・児童会によるいじめ防止の取組 ・新学期の不安を取り除く取組	・いじめ把握のためのアンケートの実施 ・アンケートをもとにした面談実施 ・長期休業中の生活リズムに関するアンケート（生活リズムチェックシート）実施	・「いじめ防止の評議」作成の実施 ・「いじめ防止サミット」への児童の参加 ・保護者会、学校運営協議会による情報交換、情報共
1月 2月 3月	・冬休み明けの児童の様子を把握、指導 ・3学期のいじめ対策について確認 ・全教職員による実態把握と取組の実施 ・1年の成果と課題の検証 ・次年度にむけての評価の実施	・3学期の人間関係把握、友人関係確認 ・次年度学級編成の方針決定 ・新入生、新3・5年の人間関係等をもとにした新年度学級編成作業	・スクールカウンセラー等の相談 ・次年度への確実な引き継ぎの実施	・学校関係者評価の実施 ・学校運営協議会による評価